

<現行計画> 18項目・104施策・数値目標18

<次期計画の進行管理表に掲げる施策(案)> 12項目、54施策

施策の箇所	施策名	次期計画での考え方
1 安全・安心な消費生活の確保		
(1) 商品・サービスの安全性の確保		
①商品等の安全性の確保		
ア 消費生活用製品の安全性の確保		
イ 電気製品の安全性の確保	他課で引き続き推進する	
ウ ガス消費機器の安全性の確保	他課で引き続き推進する	
エ 家庭用品の安全性の確保	他課で引き続き推進する	
オ 商品に関する苦情への対応		
②医薬品等の安全性の確保	他課で引き続き推進する	
ア 医薬品等の安全性の確保	他課で引き続き推進する	
イ 医薬品の正しい知識の普及啓発	他課で引き続き推進する	
③サービスの安全性の確保	他課で引き続き推進する	
ア 生活衛生関係営業施設に対する監視・指導	他課で引き続き推進する	
イ 貸金業者に対する指導・監督	他課で引き続き推進する	
④住まいの安全性の確保	他課で引き続き推進する	
ア 宅地建物取引業者に対する指導・監督	他課で引き続き推進する	
イ 建築物の安全性の確保	他課で引き続き推進する	
ウ リフォーム被害の未然防止	他課で引き続き推進する	
(2) 食品等の安全性の確保	他課で引き続き推進する	
①安全な生産・販売体制の確保	他課で引き続き推進する	
ア 食品営業施設等への監視・指導の強化	他課で引き続き推進する	
イ 食品等の試験検査等の充実強化	他課で引き続き推進する	
ウ 食肉の安全な流通の確保	他課で引き続き推進する	
エ 輸入食品の安全性の確保	他課で引き続き推進する	
オ ハサップシステムの導入推進	他課で引き続き推進する	
カ エコ農業の促進	他課で引き続き推進する	
キ G A Pによる適正な生産管理の普及促進	他課で引き続き推進する	
ク 健康食品等による健康被害の未然防止	他課で引き続き推進する	
ケ 水産物の安全な生産体制の確保	他課で引き続き推進する	
コ 地産地消の推進	他課で引き続き推進する	
②食の安全に関する情報発信	他課で引き続き推進する	
ア 食の安全・安心意見交換会の開催	他課で引き続き推進する	
イ いばらき食の安全情報Web Siteによる情報発信	他課で引き続き推進する	
(3) 規格・表示・計量の適正化	他課事業である計量に関する項目を削除することから、「計量」を削除する	
①規格・表示等の適正化		
ア 家庭用品の品質表示の適正化		
イ 虚偽又は誇大な広告・表示による不当な勧誘行為の防止		
ウ 食品の表示及び情報伝達の適正化	他課で引き続き推進する	
エ 食品表示相談ダイヤル制度・食品表示ウォッチャー制度の普及	他課で引き続き推進する	
②計量の適正化	他課で引き続き推進する	
(4) 事業者指導の実施		
ア 事業者指導の実施		
イ 他の都道府県との連携強化		
ウ 事業者名の公表等		
エ 悪質事業者に対する取締強化	他課で引き続き推進する	
オ サイバー犯罪に対する監視体制の強化	他課で引き続き推進する	
2 消費者被害の未然防止・救済		
(1) 消費者被害の未然防止		
ア 消費者被害情報等の収集・発信		
イ 消費者教育講師等の派遣		
(2) 消費生活相談体制の充実		
①消費生活センターの機能充実		
ア 高度で専門的な相談への対応		
イ 消費生活相談あつせんの実施		
ウ 消費生活センターの周知		
②市町村消費生活相談体制充実への支援		
ア 茨城県消費者行政推進交付金の活用	交付金名を変更する。	
イ 消費者安全法に基づく指定消費生活相談員の配置	指定消費生活相談員は配置したことから、「県消費生活相談員による支援」に変更する。	
ウ 市町村消費生活相談員に対する実務研修の実施		
③弁護士等と連携した相談の実施		
ア 高度で専門的な相談への対応		
イ 消費生活相談員への法律アドバイスの実施	「消費生活相談員への」を「弁護士による」に修正する。	
④広域的な消費生活相談体制整備への支援		
(3) 消費生活相談員等の育成	相談員の育成も相談体制の充実の1つであることから、(3)を⑤に変更する。	
ア 弁護士による法律アドバイスの実施		
イ 消費生活相談員レベルアップ研修会の開催		
ウ 消費生活相談員スキルアップ研修会の開催	「イ」のレベルアップ研修会にまとめる。	
(4) 消費者問題の早期解決		
①市町村との連絡体制の強化		
②消費生活審議会あつせん・調停制度の活用		
ア 消費生活審議会あつせん・調停制度の活用		
イ 訴訟提起者への支援		
③裁判外紛争処理機関等との連携		

施策の箇所	施策名	担当課所
1 安全・安心な消費生活の確保		
(1) 商品・サービスの安全性の確保		
ア 消費生活用製品の安全性の確保		生活文化課
イ 商品に関する苦情への対応		消費生活センター
(2) 規格・表示の適正化		
ア 家庭用品の品質表示の適正化		生活文化課
イ 虚偽又は誇大な広告・表示による不当な勧誘行為の防止		生活文化課
(3) 事業者指導の実施		
ア 事業者指導の実施		生活文化課
イ 他の都道府県との連携強化		生活文化課
ウ 事業者名の公表等		生活文化課
2 消費者被害の未然防止・救済		
(1) 消費者被害の未然防止		
ア 消費者被害情報等の収集・発信		生活文化課、消費生活センター
イ 消費者教育講師等の派遣		消費生活センター
(2) 消費生活相談体制の充実		
①消費生活センターの機能充実		
ア 高度で専門的な相談への対応		消費生活センター
イ 消費生活相談あつせんの実施		消費生活センター
ウ 消費生活センターの周知		生活文化課、消費生活センター
②市町村消費生活相談体制充実への支援		
ア 茨城県消費者行政強化交付金等の活用		生活文化課
イ 県消費生活相談員による支援		消費生活センター
ウ 市町村消費生活相談員に対する実務研修の実施		消費生活センター
③弁護士等と連携した相談の実施		
ア 高度で専門的な相談への対応(再掲)		消費生活センター
イ 弁護士による法律アドバイスの実施		消費生活センター
④広域的な消費生活相談体制整備への支援		生活文化課
⑤消費生活相談員等の育成		
ア 弁護士による法律アドバイスの実施(再掲)		消費生活センター
イ 消費生活相談員レベルアップ・スキルアップ研修会の開催		消費生活センター
(3) 消費者問題の早期解決		
①市町村との連絡体制の強化		生活文化課、消費生活センター
②消費生活審議会あつせん・調停制度の活用		
ア 消費生活審議会あつせん・調停制度の活用		生活文化課、消費生活センター
イ 訴訟提起者への支援		生活文化課
③裁判外紛争処理機関等との連携		生活文化課、消費生活センター

3 消費者の自立の支援		
(1) 消費者ニーズの把握		
ア	消費生活審議会や消費者団体からの意見の把握	
イ	県民からの意見の把握	
(2) 消費者への情報発信		
ア	各種広報媒体を通じた情報発信	
イ	報道機関への情報提供	
(3) 消費者教育の充実強化		
ア	授業等における消費者教育の充実	他課で引き続き推進する
イ	教育職員研修等の充実	
ウ	地域における消費者教育の充実	
エ	消費者教育の担い手の育成	現在は、民生委員等地域で見守る方への講座を実施していることから、「ウ」地域における消費者教育の充実」に含めることとし、項目は削除する。
オ	消費者教育講師等の派遣	
カ	いばらきエコスタイルの推進	他課で引き続き推進する
キ	食生活に関する知識の普及啓発	他課で引き続き推進する
ク	児童生徒の食育の推進	他課で引き続き推進する
ケ	青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進	他課で引き続き推進する
コ	金融教育の推進	
サ	危険ドラッグ等薬物乱用の危険性に関する知識の普及啓発	他課で引き続き推進する

(4) 多重債務問題への対応		
ア	無料法律相談会の開催	
イ	多重債務者への精神的な支援	事業終了のため、項目から削除する
ウ	茨城県多重債務者対策協議会における連携強化	
エ	市町村における多重債務関係機関ネットワークの活用	

4 多様化・複雑化する消費者問題への対応		
(1) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援		
①高齢者への支援		
ア	高齢者クラブ等への消費者教育講師等の派遣	
イ	高齢者ハンドブックの作成・配布	事業終了のため、項目から削除する
ウ	市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進	見守り協議会等への情報提供を通じた被害の未然防止等も行うことから、「連携」を追加する。
エ	成年後見制度の普及啓発	
オ	地域包括支援センター等と連携した相談・救済	
②障害者への支援		
ア	特別支援学校等への消費者教育講師等の派遣	
イ	市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進	
ウ	成年後見制度の普及啓発	
エ	障害の特性に配慮した相談対応	
オ	基幹相談支援センター等と連携した相談・救済	
③若年者への支援		
ア	学校等への消費者教育講師等の派遣等	
イ	青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進	他課で引き続き推進する
ウ	大学等と連携した相談・救済	
④外国人への支援		
ア	外国語による情報提供	
イ	外国語による相談・救済	
(2) 高度情報通信社会への対応		
ア	青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進	他課で引き続き推進する
イ	重要なセキュリティ情報の提供	他課で引き続き推進する
ウ	茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会における連携強化	他課で引き続き推進する
エ	消費生活相談員スキルアップ研修会の開催	「レベルアップ・スキルアップ研修会」とする
オ	消費者被害情報等の収集・発信	

5 環境に配慮した消費生活の推進		
(1) 地球温暖化防止活動の推進		
ア	いばらきエコスタイルの推進	
イ	環境に配慮した消費行動の促進	
ウ	クールシェア・ウォームシェアの推進	他課で引き続き推進する
エ	環境にやさしい企業の普及啓発	他課で引き続き推進する
オ	いばらきエコチャレンジの推進	他課で引き続き推進する
カ	エコドライブの普及促進	他課で引き続き推進する
(2) 循環型社会の形成		
ア	いばらきゼロエミッションの推進	他課で引き続き推進する
イ	茨城県リサイクル製品認定制度の普及促進	他課で引き続き推進する
ウ	エコ・ショップ認定制度の普及促進	
(3) 水環境にやさしいライフサイクルの推進		
ア	下水道等への接続促進、合併処理浄化槽の設置促進	他課で引き続き推進する
イ	家庭における水質浄化の取組の促進	他課で引き続き推進する
(4) 環境学習の推進		
ア	茨城県環境アドバイザーの派遣	他課で引き続き推進する
イ	環境学習・環境保全活動のリーダー養成	他課で引き続き推進する

3 消費者の自立の支援		
(1) 消費者ニーズの把握		
ア	消費生活審議会や消費者団体からの意見の把握	生活文化課
イ	県民からの意見の把握	生活文化課
(2) 消費者への情報発信		
ア	各種広報媒体を通じた情報発信	生活文化課、消費生活センター
イ	報道機関への情報提供	生活文化課、消費生活センター
(3) 消費者教育の充実強化		
ア	教職員研修等の充実	総務課私学振興室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生活文化課
イ	地域における消費者教育の充実	生活文化課、消費生活センター、生涯学習課
ウ	消費者教育講師等の派遣（再掲）	消費生活センター
エ	金融教育の推進	生活文化課
オ	【新規】エシカル消費の推進	生活文化課 ※持続可能な消費社会の形成に向けた行動を促進するため、新たに項目を追加する。

(4) 多重債務問題への対応		
ア	無料法律相談会の開催	生活文化課
イ	茨城県多重債務者対策協議会における連携強化	生活文化課
ウ	市町村における多重債務関係機関ネットワークの活用	生活文化課

4 多様化・複雑化する消費者問題への対応		
(1) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援		
①高齢者への支援		
ア	高齢者クラブ等への消費者教育講師等の派遣	消費生活センター
イ	市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進・連携	生活文化課、消費生活センター
ウ	成年後見制度の普及啓発	健康・地域ケア推進課、生活文化課
エ	地域包括支援センター等と連携した相談・救済	生活文化課、消費生活センター

②障害者への支援		
ア	特別支援学校等への消費者教育講師等の派遣	消費生活センター
イ	市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進・連携（再掲）	生活文化課、消費生活センター
ウ	成年後見制度の普及啓発	障害福祉課、生活文化課
エ	障害の特性に配慮した相談対応	消費生活センター
オ	基幹相談支援センター等と連携した相談・救済	消費生活センター
③若年者への支援		
ア	学校等への消費者教育講師等の派遣等	消費生活センター
イ	大学等と連携した相談・救済	生活文化課、消費生活センター

④外国人への支援		
ア	外国語による情報提供	消費生活センター
イ	外国語による相談・救済	消費生活センター、女性活躍・県民協働課
(2) 高度情報通信社会への対応		
ア	消費生活相談員レベルアップ・スキルアップ研修会の開催（再掲）	消費生活センター
イ	消費者被害情報等の収集・発信（再掲）	消費生活センター

5 人や社会、環境に配慮した消費生活の推進		
ア	いばらきエコスタイルの推進	環境政策課
イ	環境に配慮した消費行動の促進	環境政策課
ウ	エコ・ショップ認定制度の普及促進	資源循環推進課
エ	【新規】エシカル消費の推進（再掲）	生活文化課